

2016年度野洲市予算に関する要望書

野洲市長
山 仲 善 彰 様

2015年11月30日
日本共産党野洲市議会議員団
団 長 野 並 享 子
太 田 健 一
東 郷 正 明

日頃、市民福祉の向上にご尽力されていますことに敬意を表します。

安倍自公政権は、「戦争法(安保法制)」「沖縄辺野古新基地建設」「原発再稼働」「TPP大筋合意」「マイナンバー制度」「労働法制改悪で若者を使い捨てにする派遣の恒久化」や「社会保障は切り捨てられる中で防衛予算を大幅に増強するなど、国民生活破壊や平和を脅かす方向に暴走しています。

どの問題も、国民にとっては暮らしに直結する問題ばかりです。特に、「戦争法」は憲法学者や法制局長官など憲法の専門家をはじめ多くの国民が反対という中で、数の力で強行採決し立憲主義を無視して強行されたことは、憲法をないがしろにするものであります。

経済でも2015年7月～9月期のGDPが2期連続マイナス成長となり、設備投資も個人消費も力強さを欠くなどアベノミクスが足かせになっています。安倍首相はアベノミクス第2ステージで1億総活躍社会による強い経済、子育て支援、社会保障を新三本の矢としているが、その中身は箱物政策で大企業を応援する一方派遣法改悪を始め介護者制度の改正で、介護施設に働く従事者の賃金引き下げや軽度の介護者の切り捨て、年金受給者の年金削減など暮らしが脅かされています。

消費税は平成29年4月から8%から10%へと増税予定で有り、厳しい生活環境の中で将来への不安が益々増大しています。その反面大企業には法人税減税と富裕層には優しく国民には増税で暮らしが大変です。財政再建は社会保障の削減ではなく大企業への税の応分の負担と、消費増税中止こそ財政再建の道で有り、国民のふところが豊にならないと経済も循環しません。

地方自治体においても、国の動向には大きな影響を受けることになります。このような中であっても、市民の暮らしと平和を守る市政を推進されることが求められています。特に本市では、直営での新病院建設計画を断念しましたが、入院が出来る中核病院は必要で有り、5万人市民の命と健康を守る為の施策を推進することを求めます。

よって、2016年度の野洲市予算編成にあたり、市民のみなさんから寄せられました、以下の事項を反映されるよう要望します。

行財政

1. 平成23・24年度の集中改革プランで、市民サービスを切り下げた施策の復活をされること。
例えば70歳以上の循環バス無料化。

(回答)

集中改革プランで「当分の間の措置」としていた以外の項目については、体質改善等の見直しを主として実施したものであり、プラン内容の維持を基本にしています。改めて検証が必要なものについては、行財政改革推進計画に基づく取り組みや予算編成過程の中で個別に判断し、更なる体質改善を図っていきます。

また、市内を循環するコミュニティバスの高齢者に対する無料化については、受益者負担の適正化の観点で当初から有料化の方向で進めたもので、併せて市民ニーズに添った路線の拡大を図ったものです。

【所管部：政策調整部】

2. まちづくりは、均衡ある土地利用及び大企業に頼る行財政運営から、地域産業の振興を基本に進め、農業を始め、小規模企業振興基本法の具体化をされること。

(回答)

小規模企業振興基本法の具体化については、小規模企業の振興が、地域経済の活性化、地域住民の生活向上に貢献することを踏まえ、市では商工業の賑わいを図るために策定した「野洲市商工業振興指針」に基づき事業の推進を図るとともに、農業面では「野洲市農業振興計画」により農業振興を図っていきます。

【所管部：環境経済部】

3. 工業振興助成制度について、資本金10億円以上の企業についてはこれを廃止されること。

(回答)

条例に基づき、既に交付決定をした助成金は、債権債務の関係が成立し、決定どおり進める必要があることから、助成金の廃止は考えていません。

【所管部：環境経済部】

4. 消費税10%増税の中止を国に求める事と、8%に増税された分は全て社会保障の為に使うこと。国は消費税増税分は全て社会保障費に使うとして、野洲市にも地方消費税交付金として交付されている。

11/11の自治体キャラバンでの答弁では、交付される額によったり通年で交付されるものではない為、タイムリーにはなかなか使えないが社会保障財源として使うとあった。

しかし、実態は財源の入れ替えであり、消費税増税分そのものが社会保障費として使われているとは言い難い為、市民も納得する様な予算執行を行うべき。

(回答)

消費税(地方消費税を含む。)の税率引上げ分については、税率改定の趣旨に基づき、引上げに伴い交付される地方消費税交付金の全額を社会保障財源として活用しているものであり、11月11日の自治体キャラバンへの回答においても、同様の回答をしたところ です。

また、社会保障財源としての位置づけは、使用目的を特定することで社会保障経費の安定した執行を保障しようとするもので、この結果、従前の一般財源の活用の自由度が大きくなるものと考えます。

なお、要望の中段の引用については、消費税率(地方消費税を含む。)の引上げにより市が収入する地方消費税交付金の増加額は、納付時期の関係から改定年度においてすべてが反映されたものではなく、段階的に増加することとなる旨の回答を誤認されています。

【所管部：政策調整部】

防災

1. 昨年と同様に、2年続けて原発ゼロでも電気は足りていました。企業のメガソーラーも徐々に普及しています。廃炉工程で人手も入り、雇用の創出は見込めます。エネルギーの地産地消の取り組みを市としても追求し、国に対してはエネルギーのベース電源に原発を位置づけるのではなく、再生可能エネルギーへの転換を求められること。

(回答)

我国のエネルギー供給については、構造的な課題を踏まえた「エネルギー基本計画」が策定され、原発への依存度を低減しつつ段階的に再生可能エネルギーへの転換が進められているものと認識しています。また、原発を含めたエネルギー政策については、厳格な危機管理のもとで、国レベルで政策決定されるものと考えています。なお、本市におけるエネルギーの地産地消の取り組みについては、公共施設の更新等において積極的に進めているところです。

【所管部：環境経済部、政策調整部】

2. 本市は福井原発群から約60kmであり、ひとたび事故が起これば深刻な事態となる。原子力規制委員会の意見や国の判断は、住民目線ではなく電力会社目線であり、市として市民の生命財産を守る立場から、原子炉の地下や周辺に活断層がある原子炉は、廃炉にしていくこと。とりわけ老朽化原発の廃炉、新規建設中止、もんじゅ廃止などを国に求められること。

(回答)

原子力発電所の再稼働については、安全性や判断基準により国において判断されるべきものであり、また、廃炉についても、国全体の将来にわたる大きな問題であることか

ら、市独自の要望等については考えていません。

【所管部：市民部】

3. 市地域防災計画をその都度見直し、原子力災害編を充実させるとともに、災害対策基本法42条に基づき、農地や南部水道への対策を講じられること。

(回答)

市地域防災計画の見直しの中で平成25年度に原子力災害編を新たに追加しており、今後、必要に応じて都度修正を加え、防災会議の場で審議していただくよう努めていきます。

【所管部：市民部】

4. 仮に福井原発群で重大な事故が起きた場合、野洲市が北部から避難されてくる人々の通過点となる。

情報が錯乱しない為の通信手段の確率や、中継地点として近隣他市との連携も必要となり、例えば車やバスの配置、誘導職員などの具体的な準備体制を整えておくこと。

(回答)

原子力災害時において迅速かつ的確な応急対策活動を実施するためには、国、県、福井県及び原子力事業者等の防災関係機関からの情報収集が不可欠であります。市は事業者から直接連絡を受ける立場になく、県との情報提供を受けて対応することが基本となります。

そのため、情報収集においては、県との連絡調整を密にすることを基本的な方針としており、具体的には、一般回線以外に、県及び県内自治体において整備している防災無線システムや衛星電話回線の使用を考えています。

また、避難用の車両配備や職員の動員体制については、県の要請や他市町の協力要請のもと、応援先・受援先の指定や連絡・要請の手順など、必要な準備体制について整備を図っていきます。

【所管部：市民部】

医療・福祉

1. 市として新病院建設計画は断念するということが、今後高齢化が進む中で、野洲市に中核的な病院は必要です。地元医師会との連携で地域医療を支える対応を構築すること。

(回答)

市議会において市立病院整備の関連議案が否決されたことを受け、市立病院整備は断念せざるを得なくなりました。しかし、12月18日に自治連合会が開催された市議会議員との

懇談会において、否決後も引き続き病院の整備を求めておられる市民が大半であることを確認しましたので、改めて市立病院整備の関連予算を再提案することにしました。

なお、本市は平成21年度から「地域医療あり方検討会」を立ち上げ、地元医師会とともに、入院から在宅療養に至るまで切れ目のない医療や介護が提供できることを目的に、具体的な仕組みづくりと活動を推進していますので、今後も、市民の健康と医療を守るため、地元医師会と協力し中核的医療の維持・確保に向けた取り組みに努めていきます。

【所管部：健康福祉部】

2 介護保険

1. 特別養護老人ホームの待機者は増加の一途である。公的保険制度でありながら必要なサービスを受けられない事態の打開し、行き場の無い高齢者をなくす為、特別養護老人ホームの整備を推進されること。またショートステイの増床を図られること。

(回答)

第6期介護保険事業計画で予定していますとおり、特別養護老人ホームの整備につきましては、平成29年度中に50床を整備しますが、ショートステイの増床については、現在計画はございません。

【所管部：健康福祉部】

2. 平成27年度から29年度までの間に3つの地域密着型サービス施設の建設が予定されており、『定期巡回・随時対応型訪問介護看護』については事業者も決まり平成28年度上半期開設予定とあるが、『認知症対応型通所介護(デイサービス)』については事業者公募に応募が無い現状で、更には50床の特別養護老人ホーム建設の詳細もまだ具体的には決まっていない為、早期の施設整備を行うこと。

(回答)

『認知症対応型通所介護(デイサービス)』については、今年度中は随時募集中です。今年度中の開設希望がなければ、来年度公募予定です。特別養護老人ホームの整備につきましては、前述のとおりです。

【所管部：健康福祉部】

3. 本年度から、非課税世帯に対しての「補足給付」も預貯金があれば除外することや、要支援の生活支援サービスを保険対象外にし、NPO法人やボランティアなどで対応することとなり、高所得者の自己負担は既に2割へと引き上げられた。このような負担増やサービス低下になるものについては国に改善を申し入れされること。

(回答

必要に応じて対応します。

【所管部：健康福祉部】

4. 昨年度の介護保険制度改悪により要介護1・2の方々が特別養護老人ホームへの入所が出来なくなったが、認められている『特例入所』の制度を活かして、要望ある方々は全員を特例入所させること。

(回答)

入所基準は国のガイドラインに基づいており、特例入所の要望のある方々全員に入所していただくことはできません。

【所管部：健康福祉部】

5. 介護保険料減免制度・利用料減免制度を創設または拡充すること。

(回答)

現在条例において減免制度を規定していますが、現行制度を拡充する予定はありません。

【所管部：健康福祉部】

6. 居住費、食費に対して独自の補助金制度を、住民税非課税世帯のみでなく拡充すること。

(回答)

居住費、食費に対しての独自の補助金制度については、現行では住民税非課税世帯に限り減額しているところです。これらの費用は、施設入所において受益に見合う負担が必要と考えておりますので、新たな補助制度は考えていません。

【所管部：健康福祉部】

7. 一般会計からの繰り入れで、保険料(基準額)の引き下げを行うこと。

(回答)

一般会計からの繰入金は、介護保険法に基づくルールにより行っており、第7期(平成30年度から32年度)においては、被保険者の負担額や介護給付費準備基金の保有額を勘案しながら保険料の設定について検討していきます。

【所管部：健康福祉部】

8. 公費による低所得者保険料軽減は、当初案通り前倒し実施するように国に働きかけると共に、自治体として独自の軽減措置を行うこと。

(回答)

介護保険料減免制度については、現在条例において減免制度を規定していますが、現行制度を拡充する予定はありません。個々の事情で介護保険料の支払いが困難な場

合、現行の減免制度で対応していきます。

【所管部：健康福祉部】

9. 総合事業への改正法は条例により『平成29年度まで』に実施する事になっているが、介護予防訪問介護・介護予防通所介護を住民ボランティアなど『多様なサービス』に置き換えるのではなく、現行サービスを維持した上で新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持すること。

さらに、全ての要支援認定者には利用者の希望に基づく選択を保障し、住民主体ボランティア等への移行を押し付けるような指導を行わないこと。

(回答)

現行サービスを維持した上で新たなサービス・資源を作るという基本方向は変わりません。また、利用者の希望や選択は尊重し、その人にあったケアプランを作成していきます。

【所管部：健康福祉部】

3 国民健康保険

1. そもそも、国民健康保険を広域化しても根本的な運営打開や改善には繋がらず、自治体での独自施策の廃止や国保税の引き上げになるだけでなく、きめ細やかな運営や相談活動も困難になる。根本的には、この制度の矛盾も大きく、これまでの回答に『国庫負担の増額を要望していく』とあったが、引き続き国に対して要望されること。

(回答)

本市では、将来的な医療保険制度の一本化を想定しない単なる広域化には、これまでから疑問を呈してきたところですが、平成27年5月に改正国保法が成立し、平成30年度からの国保の広域化が決定されました。この中では、県と市町の両方が保険者になるとされており、国保運営の中心的な役割は県が担うとしつつも、保険税の賦課徴収や保険給付、資格管理等はこれまでどおり市町が行うことになるなど、責任の所在が曖昧で二重行政的な構造になることが懸念されています。県と市町の具体的な役割分担や保険料率算定の考え方等の協議は始まったばかりで、まだ詳細は明らかになっていませんが、国庫負担の拡充も含めて将来の展望を見据えた無理や無駄のない制度運営になるよう、他の市町とも連携しながら要望を行っていきます。

【所管部：健康福祉部】

2. 広域化そのものに問題がある中、昨年度、基金を取り崩して国保税引き下げを検討された結果、保険給付費増加により行われなかった。

今年度から低所得者支援として全国で1700億円が交付されるが、その交付金も活用して県下でも4番目に高い野洲市の保険税を、国保基金1億3600万円を活用するなり一般会計からの繰り入れを復活させるなどして、1世帯1万円の引き下げを行うこと。

(回答)

医療費は依然として増加傾向にあり、本来であれば税の引き上げも視野に入れて検討すべきところですが、平成27年度予算では保険基盤安定繰入金への国庫金の追加交付や約2億円の財政調整基金からの繰り入れ等を担保に、税率を据え置きつつなんとか収支のバランスを保っている状況です。そのため、現状での財政調整基金や一般会計からの繰入拡大を前提とした無理な税の引き下げは、国保財政の健全性を損なうばかりか、最終的には被保険者の急激な負担増にも繋がりがねません。税率の見直しについては、広域化に伴う制度の変化にも留意しつつ、医療費の動向や国・県からの交付金等の状況等を見極めながら慎重に判断していきたいと考えます。

【所管部：健康福祉部】

3. 県下でも高い発行率の資格証明書の機械的な発行はやめるべきであり、市民相談室や納税推進室との連携をさらに強め、納税相談に来られない方々に対する滞納の理由や実状の内容を丁寧に把握すること。

ー昨年172名への発行から、昨年6月時点で102名、今年で60名と大幅な減少とはなっているが、全ての方々に保険証を発行されること。

(回答)

現在、市民生活相談課や納税推進課との連携強化を進めているところです。

生活困窮等が理由で国保税を滞納したにもかかわらず、特別事情を申出ることが諸々の事情からできず、資格証明書の交付対象になった被保険者に対しては、当該対象者の困窮状況を速やかに把握し、生活支援や納税相談の適用によって状況が改善されるよう取り組んでいます。今後も公平性や公正性を確保しつつ、資格証明書の交付対象者が減らせるよう連携をしていきます。

【所管部：健康福祉部】

4. 国民健康保険法第44条に基づく医療費減免制度を広報や健康保険証の発行時に内容を知らせること。

(回答)

生活困窮等により医療費の支払いが困難な場合に適用される本制度については、単独での周知・適用だけでは根本的・効果的な対策とはならないため、生活保護制度や生活困窮者支援事業、納税相談などと連携した総合的な対応の中で適切に案内をしていきます。

【所管部：健康福祉部】

5. 無料低額診療制度の実施を市内の開業医に求められることに対する答弁で、『県から中核市までの法定受託事務であり、市が求めると県に対しての越権行為と、市内医療機関に対して行えば民事干渉になる』と答弁されたが、それなら県に対して野洲市内の医院に無料定額診療制度の実施を指導するように求めること。

(回答)

県に要望の内容をお伝えするとともに、事業の概要等を確認させていただいたところ、無料低額診療については特に許認可を要するものではなく、県への届け出により実施することが可能とのことでした(届け出は必須の手続きとなります)。

しかし、本事業のメリットとなる税制の優遇措置を医療機関が受けるためには、一定以上の利用者数が確保される必要があるなどの国の基準が厳格に定められており、事業の実施により必ずしも優遇措置が適用されるものではないとのことです。更に、医療機関が減免した医療費については直接的な補てんがないことなどを考え合わせると、無理な事業の促進は医療機関の経営を圧迫することにもなりかねないとのことでした。そのため、現状において利用率等の需要見込みも含めた事業実施の可否については、医療機関の自主的な判断に委ねざるを得ないのが実情のようです。

以上のことから、事業の推進に向けた行政からの働きかけについては慎重にあるべきと思慮され、野洲市内の医療機関に対しても、現時点では事業の実施を指導するといった想定はしていないとのことでした。

【所管部：健康福祉部】

4 子育て支援

1. 4月から実施されている『子ども・子育て新システム』は、国と自治体の保育に対する責任を後退させ営利企業に委ねるものであり、保育条件の改善も出来ない。財源は増税された消費税の一部を基本にしている。保育料の算定の仕組みが国の所得税である応益負担から、市町村の住民税である応能負担と変わる事になった。この保育料設定では低所得層及び子どもの成長発達を保障できず、親の懐次第の輪切り保育になりかねない。例えば東近江市では、保育園の保育料が最高で7,000円引き下げられ、逆に幼稚園の保育料が引き上げられると言う状況でもあるが、この算定の仕組みの変更によって保育園や幼稚園の保育料の引き上げに繋がらないようにすること。

(回答)

新制度への移行に伴う保育園及び幼稚園の保育料は、移行前に市議会にご報告したとおり可能な限り保護者の負担が増えないよう設定をいたしました。また、保育料の算定基準が変更になったことから、止む無く負担増となる保護者については、同じ年の収入を算定の基とする期間(平成27年4月から8月の間)の保育料について、増額分を減免するなど負担増に対する配慮も行いました。新制度は、子ども・子育て支援法に基づ

くものであることから享受しなければなりません。保育料をはじめ保育サービスにおいては可能な限り野洲市の子育て支援の考えに基づいて実施をしています。

【所管部：健康福祉部】

2. 保育園を充実し、幼稚園での預かり保育はやめられること。

(回答)

保護者の多様な保育ニーズに対応するため、幼稚園でのあずかり保育は継続して行います。

【所管部：健康福祉部】

3. 病児・病後児保育所を設置されること。全保育所に看護師を配置されること。

(回答)

病児・病後児保育については、これまでに医療関係機関等との協議も行った中で実施の目途が立たなかったことから、野洲駅南口周辺整備構想の中に位置づけられている市立病院での対応を検討していたところです。市立病院での実施は、利用者の利便性やスタッフの確保、病院との連携などを考えると最善の案でしたが、市議会において市立病院整備の関連議案が否決されました。しかし、12月18日に自治連合会が開催された市議会議員との懇談会において、否決後も引き続き病院の整備を求めておられる市民が大半であることを確認しましたので、改めて市立病院整備の関連予算を再提案し、引き続き病児・病後児保育の実現に向け検討していきます。

また、看護師の配置については費用が必要なことから、財源の確保等も含め継続して運営できる体制を検討する必要があると考えています。なお、新設します「ゆきはたこども園」については、定員が200人という大規模園でありますので、看護師の配置を考えています。

【所管部：健康福祉部】

4. 学童保育の土曜保育を実施されること。

(回答)

土曜保育は課題の一つであると認識はしていますが、学童保育所の持続ある運営を図ることが喫緊の課題であると考えています。「野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会」の提言に基づいた料金体系の見直しにより、安定的な運営の基盤が確立した上で、他の課題となっている制度等について取り組んでいきたいと考えています。

なお、学童保育所の運営を指定管理により委託している社会福祉協議会が、保護者を対象に今後の改善に向けたアンケートを実施されましたが、土曜保育のご要望は全

保護者の3.8%、アンケートに回答された保護者の8.4%でありました。このことから他の課題より優先して対応すべき課題ではないと考えています。

【所管部：健康福祉部】

5. 65歳までの祖父母がいる家庭では、学童保育に入所できないことを改め、60歳までに引き下げられること。

(回答)

平成27年度までは65歳未満の同居の祖父母がおられる場合は、祖父母も労働等が必須要件でありましたが、「野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会」の提言に基づき平成28年度の入所からは全廃しました。

【所管部：健康福祉部】

5 医療・保健・在宅福祉

1. 後期高齢者医療保険制度は、年齢による差別や保険証の取り上げ、天井知らずに上がる保険料など多くの問題を抱えており、廃止を国に要望されること。

(回答)

後期高齢者医療制度は、平成20年4月の制度施行以来、その効能を発揮し、期待された役割を果たすとともに、一定の評価を得て定着してきました。

また、社会保障制度改革国民会議の報告書においても、「後期高齢者医療制度については、現在では十分定着しており、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、必要な改善を行うことが適当」とされており、高齢者に不安や混乱を与えることがないように、制度の廃止ではなく、継続的・安定的に医療が受けられる制度として適切に維持・改善されることが肝要と考えます。

【所管部：健康福祉部】

2. 後期高齢者医療保険制度は、75歳からの保険制度にして健診も別扱いとなっている。27年度から、健診通知を「生活習慣病により、医療機関に受診しているものは除く」とされ、前年度で4600人に健康通知を出していたのが、27年度は1000人余りと2割ぐらいとなった。早期発見、早期治療の観点から以前の状況に戻すこと。

(回答)

高齢者健診は、生活習慣病の早期発見・早期治療を目的としていることから、既に医師の管理と指示の下で生活習慣病の治療や重症化予防のための取り組み、検査等を

受けられている方については、重ねて高齢者健診を受ける必要はないと考えています。

【所管部：健康福祉部】

3. 中学校卒業までの通院医療費無料化を、湖南4市で足並みを揃えるのではなく、野洲市が子育て支援の先進地として先導して実施されること。

厳しい財政の中ではあるが、1学年ずつでも無料化をと市民は望まれている。

現在、国によって有識者による検討委員会が設置されているが、その動向を伺うだけで無く積極的に国や県の施策として実施を強く要望されると共に、福祉医療を理由とした国庫負担の減額(ペナルティー)を行なわないよう求められること。

(回答)

本市では、限られた財源を有効に活用していくため、総合的な子育て施策を推進していく中で各事業の優先順位、規模などを勘案しつつ、現行のとおり子どもの福祉医療費助成を行っているものです。そのため、子ども園の整備や病児・病後児保育など子育て支援の充実に向けた課題が山積する現時点においては、他の施策に優先して子どもの福祉医療費助成を拡大する予定はしていません。

なお、子どもの医療費の国庫負担実現と福祉医療費を理由とした国保への国庫負担の減額措置の廃止については、既に全国市長会、全国知事会などを通じて強く要望をされているところです。

【所管部：健康福祉部】

4. 福祉タクシーチケットの初乗り運賃制度は、公共施設や病院に近い居住者と、遠い居住者とは不公平になるため、改善されること。

(回答)

利用者の方に、年間を通じて病院の往復や日用品の買物などへの外出頻度を高めていただくことを目的としていますので、タクシーの利用距離による助成の変更は、現在のところ考えておりません。

障がい者施策及び高齢者施策で実施するタクシー運賃の助成事業は、生活行動範囲の拡大により社会参加の促進を図ること等を目的に実施しています。このため、利用目的を公共施設や病院への利用に限定するものではなく、広い範囲での利用を想定していることから、初乗運賃を勘案した現行の料金制度は、公平であると考えています。

【所管部：健康福祉部】

5. 妊婦検診の完全無料化をされること。

(回答)

妊婦健診につきましては、母体と胎児の健康を守り、安全で安心な出産のため、定期的に健診を受けることが重要と認識し、標準的妊婦健診回数である14回分の助成が確保できるよう、健診1回ごとに医療保険並みの上限額を設定した基本受診券14枚と検査券7種10枚を交付しています。

なお、基本受診券助成額が実質経費の38%と判明したため、増額調整し、H27年度からは、前年度よりも一人当たり20,170円アップの94,560円を助成しております。今後も、健診費用は毎年確認し、妊婦健診受診率向上を図っていきます。

【所管部：健康福祉部】

6 生活保護

1. 2013年から3年間で生活扶助費を670億円削減することを強行し、13年末には「期末一時扶助」も70億円削り、2015年7月から住宅扶助費を3年かけて190億円削減する計画も始まっています。消費税が増税され生活必需品は値上がり激しいにもかかわらず、11月から支給される「冬季加算」も減額されます。削減でなく、増額するよう国に求められること。

(回答)

生活保護制度で保障されている最低生活費については、国の責任において基準を定めていることから、一定の水準が保たれていると考えています。増額するよう国に求めることは考えていません。

【所管部：健康福祉部】

2. 生活保護法が改定され、「親族による扶養義務の強化」となっており、それを条件にすれば、保護を断念し餓死・自殺など予想される。扶養義務者の欄に記載が無くても保護決定に影響を与えないと社会保護局長が答弁しており、野洲市においても遵守されること。

(回答)

従前から、扶養義務者の欄に記載が無くても保護申請は受け付けており、生活保護の適用に当たっては、法令等に従い決定しています。また、扶養義務者による扶養又は経済的支援が可能かどうかは、調査に基づき実態に即して審査しています。

【所管部：健康福祉部】

3. 高齢者加算の復活に関して、昨年の回答では「年金が下げられている状況下でバランスがあり、復活を要望する時期でない」としてはいますが、年金の引き下げ事態が、憲法25条と憲法13条に違反し、集団訴訟も起こされています。市として生活困窮者の実態を掌握し、高齢者加算の復活を要望されること。

(回答)

生活保護法による保護の基準等については、社会保障全体の中で国が設定するものであることから、市として生活困窮者の実態を掌握し、高齢者加算の復活を要望する考えはありません。

【所管部：健康福祉部】

4. 職を探しても得られない生活保護者・失業者の生活を支える最後のセーフティネットとして、生活保護の受給を保障すると共に、再び自立出来る形での就職支援をすること。

(回答)

生活保護の受給については、国の制度に基づき対応しています。生活保護は、生活困窮者の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としていることから、就職支援についても当然取り組んでおり、生活困窮者自立相談支援事業とともに、協力して「やすワーク」を活用し就職支援に取り組んでいます。

【所管部：健康福祉部】

5. 健康保険税や介護保険料、年金保険料などを支払うと生活保護水準以下の所得になる世帯に対し、医療扶助単独での適応を行うなど柔軟に対応されること。

(回答)

医療扶助の適用にあたっては、生活保護法による保護の基準に基づき、個々の状況について判断し、その実施にあたっては生活保護法による保護の実施要領及び医療扶助運営要領に基づき適切に対応します。

【所管部：健康福祉部】

教育

1. いじめ問題で教師がいじめを発見できないなどの背景に教師の多忙化があることが指摘されている。少人数学級の推進や複数担任の促進、スクールソーシャルワーカーを大規模校だけでなく、全小学校に毎日配置するなど教育条件の整備を図ること。

(回答)

スクールソーシャルワーカーの配置については、今年度からのスタートであり、今後、成果と課題を明らかにしながら配置の充実に努めます。また、配置については「拠点校方式」としており、対象は全小中学校となっています。

少人数学級や複数担任制導入など、本市の規模では独自施策は厳しいと考えます。

いじめ問題は、学校教育における重大な課題であり、今後も、その未然防止と早期発見、早期解決の取組をしっかりと進めていかななくてはならないと捉えています。加えて、いじめ問題は社会問題として捉え、家庭、地域、企業等、大人社会においても「いじめは絶対に許されない」との認識の下、行動していく必要があると考えています。

【所管部：教育委員会】

2. 文部科学省が35人学級推進の方針を明らかにし、段階的に取り組むことにしたが、全学年での法制化には至っていないため、校長、教頭も授業に入らなければならない状況である。国に対し早期に35人学級の法制化を求められること。本市では30人学級の取り組みを積極的に推進されること。

(回答)

完全35人学級の法制化は、これまでも県や国に対し要望してきており、今後も粘り強く要求をしていきます。また、このこととあわせ、各校の実情に応じた加配教員の配置も強く要望しているところです。

なお、30人学級の取り組みについて、市独自に教員を配置することについては、県費教職員と同等の処遇を準備するということになり、人件費の問題や研修体系の樹立に係る課題、それらに係る新たな所管の設置など、本市の規模では非常に難しいと考えています。

【所管部：教育委員会】

3. 幼稚園の学級規模は30人とされること。子どもの適切な保育条件へ、3歳児は20人学級とされること。

(回答)

施設の状況等により異なりますが、可能な限り、4歳児、5歳児では30人、3歳児では20人となるよう考慮しています。

【所管部：教育委員会】

4. 不況下の中、仕事減や収入減により暮らしは大変である。現在の就学援助基準は実態に合っておらず、生活保護基準が引き下げられていることから、生活保護基準の1.5倍にされること。

(回答)

現在、野洲市の要保護及び準要保護の基準については、生活保護基準の1.2倍として、児童生徒就学援助費支給要綱に定め援助を実施しています。教育委員会としましては、この基準について妥当と判断しています。よって見直しは考えていません。関係機関と連携をとって、真に支援を必要としている世帯に対して支援をすることが大切であると考えています。

【所管部：教育委員会】

5. 学校給食における食材の残留放射能調査をされること。

(回答)

本市の食材調達においては、生産地証明や放射性物質の測定値を求めるなど安全な食材調達に心掛けており、測定の実施は考えていません。

【所管部：教育委員会】

6. 教職員の健康保持の為、安全衛生規定を策定する事や教職員の代表を含めた安全衛生委員会を設置し、具体的な方策を講じること。

(回答)

現在、学校産業医による学校訪問を実施し、教職員の健康相談等に応じています。また、いつでも相談等に対応できる体制を整えています。

教職員の健康を保持することは、学校教育にとって最も重要で大切な事の一つとして捉えています。今後もストレスチェック制度の導入等、法に則り体制の整備に努めます。

【所管部：教育委員会】

7. 平成18年4/3付け文部科学省通達の『労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行について』の「2.労働時間の適正な把握について」に基づき、市立学校の服務監督権者として教職員の「持ち帰り仕事」も含めた勤務時間を把握すること。

(回答)

現在、小中学校においては、管理職により日々の教職員の勤務状況を把握すると共に、先生方の協力を得ながら超過勤務自己申告書にて、勤務校における毎月の超過勤

務時間の把握に努めています。「持ち帰り仕事」の状況についても把握に努めます。

【所管部：教育委員会】

8. 教職員の超過勤務を無くす為に、研究や研修の精選、報告文書の削減、部活指導時間の軽減、同和教育授業の廃止などの取り組みをすすめること。

(回答)

研究や研修については、喫緊の教育課題への対応をはじめ授業づくりや子どもたちへの指導や支援の方策など、教育公務員として必要な事項について、先生方の意見も取り入れながら精選して実施しています。また、報告文書等は、市の校務サーバー等を活用し、できるだけデータでのやり取りを実施し、一から送付書等の作成を必要としないよう工夫しています。また、部活指導の時間については、ノー部活デーや休日の活動など、教師も生徒も活動時間が負担にならないよう努めているところです。今後、外部指導者の導入方法など工夫していく必要があると考えています。

なお、これまで同和教育の実践で培われた反差別の取組は、今後も人権教育推進の礎であると考えています。

【所管部：教育委員会】

9. 高校生に対する自治体独自の給付奨学金を創設する事と、現在行っている大学生に対する給付奨学金の月額3,000円の増額を行うこと。

(回答)

現在、高校生に対する給付型の奨学金制度の創設、および、大学生に対する給付奨学金の増額を行うことは考えていません。

【所管部：教育委員会】

まちづくり

1. 野洲駅前周辺整備については、文化・歴史・景観を継承し、市民が願う賑わいと交流のまちづくりを進められること。

(回答)

野洲駅南口周辺整備については、平成27年3月に「心と体の健康をテーマに人と人とがつながることで生まれるにぎわいづくり」をコンセプトとした「野洲駅南口周辺整備構想」を策定しました。平成27年度には、この整備構想に基づき、平成32年までに整備を進める、病院、交流/商業施設、市民広場、立体駐車場の具現化に取り組んできたところですが、去る平成27年

11月の市議会臨時会において市立病院整備に係る予算等が否決されたことを受け、市立病院整備は断念せざるを得なくなりました。しかし、12月18日に自治連合会が開催された市議会議員との懇談会では、反対された議員が中核的医療機関の整備を願いつつも、理論的に明確な根拠を持たない財政に対する漠然とした不安感や、駅前予定地における実現性の低い商業集積への期待感等を理由に反対表決されたという事実を把握しました。また参集された自治会長の発言から、引き続き市立病院の整備を求めておられる市民が大半であることを確認しました。

このような状況から、市立病院整備関連予算の再提案を行ったうえで、野洲駅南口周辺整備においては引き続き病院機能を含む6つの機能を核として、コンセプトである健康とテーマとしたにぎわいづくりを進めていきます。具体的には、平成28年度に向けて交流/商業施設を中心とした事業化検討を行い、市民の皆さんとオープンな議論を行っていきます。

【所管部：都市建設部】

2. 景観条例が制定され、景観計画が施行されたが、さらなる重点地域の設定を進められること。また県と市が連携して近隣景観形成協定を自治会等に働きかけて建物や緑化等景観形成に関する取り組みを地域住民が主役のまちづくりを応援し進められること。

(回答)

景観重点地区の指定については、地区内の地権者の方々と建築制限等のいわゆる権利が制限されることについて十分議論したうえで、地区全体として当該地域の景観保全に係る合意形成を図る必要があります。

また、近隣景観形成協定などの制度についても広報を活用し、景観形成に関する制度周知を図りつつ、自治会等にも働きかけるなど景観まちづくりを進めていきます。

【所管部：都市建設部】

3. 循環バスについては改善されて来たが、引き続き病院の受付や予約時間に間に合う時間設定及び日曜運行、利便性を高める為の運行本数の増加をされることと、ワゴン車の更新時に車椅子や押し車で乗車出来る車両とすること。

利用者から、野洲駅到着電車と循環バスとの連結が悪く、ホームから循環バス乗り場までの時間が少なく乗り遅れてしまうと言う問題も指摘されている為、運行ダイヤを改善すること。

(回答)

野洲市コミュニティバスの日曜日運行やこれ以上の増便は、増車も含めたさらなる運行経費が必要であり、利用状況を考慮すると費用対効果の面から困難と考えています。運行ダイヤについては、利用者の需用に合わせた調整をいたしますが、民間バス等のコミュニティバス以外の公共交通を排するようなダイヤ設定はできません。

また、車いす対応車両の導入については、小型車両を前提とした現在の路線に対応

できる車いす対応車両の場合、乗車定員が少なくなる等の問題があります。

バスの運行、運行ダイヤ、車輛装備においてこれまでに寄せられている問題点検証し、利便性を向上する観点から、公共交通政策の観点、費用面を含め継続した見直しを行う予定です。

【所管部：市民部】

4. 部落解放・人権政策確立要求びわこ南部地域実行委員会からの退会をされること。人権啓発事業などについては、市民の自主的なものをのぞいては廃止されること。

(回答)

当実行委員会の活動に参画して、人権を守る取組を行っていきます。人権啓発事業は、人の観念や意識のなかに潜在する差別心を払拭するために、引き続き実施していきます。

【所管部：総務部】

5. 大津湖南都市計画道路は本市にとっても重要な幹線道路となる。早期の整備へ、国県に働きかけること。

(回答)

大津湖南幹線は、市内の重要幹線道路として位置づけており、比江工区については平成28年度と29年度に用地買収を行い、29年度より順次工事着手していただきます。

琵琶湖大橋取付道路より県道野洲中主線に至る区間については、滋賀国体開催前の平成35年度までに供用開始できるよう整備される予定です。

現在、詳細設計の確定作業と並行して住居移転が必要な地権者に対し用地交渉を行っていますが、一日も早い供用に向け国県に対し整備要望していきます。

【所管部：都市建設部】

6. 環境問題に取り組む市民団体へ積極的な支援をされること。

(回答)

引き続き、環境基本計画に定めるプロジェクトを実践するために必要な支援を行います。

【所管部：環境経済部】

7. 新踏切の改良は、市が計画を立てればJRは協議すると言っている。通学路であり、拡幅や立体交差の事業化をし、JRと協議されること。

(回答)

新踏切が危険であることは承知していますが、線路に沿った市道小篠原上屋線が近接していることもあり、道路構造令に準じた取り付け道路の整備ができないことから、踏切の拡幅等の実現は非常に難しいものと判断しています。

以上のことから、JRとの協議については現在のところ考えていません。

【所管部：都市建設部】

8. 公共施設間を移動できる乗り捨ての自転車の設置をされること。

(回答)

各種の広聴や要望で市民ニーズとして出ていないこと及びニーズの数や量が想定できないため、公共施設間を移動する乗り捨て自転車の導入は予定していません。

【所管部：政策調整部】

9. 市道の維持工事に関しては市民の要望に応えられて随時行われているが、まだまだ陥没やひび割れ、隙間からの雑草の繁殖など老朽化が激しい箇所も多い為、全体的な計画と並行して緊急を要する箇所の補修や整備を実施されること。

(回答)

平成27年度では市が管理する幹線道路を対象に、舗装路面のひび割れや、わだち掘れの調査を行い補修が必要な箇所を抽出した後、平成28年度以降国の交付金事業により舗装修繕工事を予定しています。

一方、道路の陥没やひび割れ等通行に支障となる箇所では道路パトロールによる維持管理を徹底し、限られた予算の中で緊急を要する箇所や優先順位等を適切に見極め、効率的に補修や整備を実施していきます。

【所管部：都市建設部】

10. 富波野地域からの通学路に歩道が整備されていないため、白線だけでなくグリーンベルトを導入されること。

(回答)

市内全域の通学路の安全確保を図るため、教育委員会が主体で道路河川課、生活安全課が連携した通学路交通安全対策推進会議を今年度開催します。

その中で、富波野地域も含めた市内通学路の現地確認及び安全点検を順次実施し、具

体的な安全対策や実施の優先順位等の検討を行い、通学路交通安全プログラムの取りまとめを行います。

つきましては、当地域のグリーンベルトの導入の妥当性や効果についても検討を行います。

【所管部：都市建設部】

11. 川田橋は数年後には長寿命化整備で着工予定だが、事故が起きる前に北詰の交差点に信号機を設置されることと、渋滞の解消を検討されたい。

さらに、県に対して西詰の交差点にカーブミラー設置を求められること。

(回答)

北詰の信号機設置については、平成27年6月に、交通規制要望書を守山警察署に提出しています。

渋滞解消の対応については、早期に大津湖南幹線の供用開始を行うことで一定の解決が図れるものと考えますので、引き続き当該道路の早期整備を要望してまいります。なお、西詰交差点のカーブミラーについては他市区域であるため回答することはできません。

【所管部：都市建設部】

12. 県道木部野洲線の久野部地先から変電所までに歩道を設置されたい。円光寺の文化財の移動を検討するなど、危険な交差点の改良を行い右折だまりを設置されたい。

(回答)

県道木部野洲線の当該地域は、住居が密集している上道路幅員が狭いことから歩行者の通行が非常に危険であり、以前より滋賀県対し歩道整備の要望を行っています。滋賀県の道路整備アクションプログラムにおいて、歩道整備の事業化検討路線として位置づけられており、10月には近隣地権者を対象に地元説明会を行いました。今後につきましても、地元自治会の協力により歩道整備が進められるよう引き続き協議を行っていきます。

なお円光寺の文化財移転については、国の指定文化財であることから移転が難しいため、交差点改良については地元を含め国県と協議を行う中で最善の手法を検討してまいります。

【所管部：都市建設部】

13. JR篠原駅から県立野洲養護学校への通学路である県道の歩道整備を、県に求められること。

(回答)

篠原駅前の団地内については、住居が密集しているため用地確保が難しく、歩道が確保されていない箇所にはグリーンベルトを設置されています。近江八幡市との境付近については、道路管理者である滋賀県において歩道整備を計画されているものの、一部地権者から用地の協力をいただけていないため整備が完了していません。

また、近江八幡市域のJR篠原駅周辺については、住居が密集しており用地確保が困難で事業計画が決定されていません。

こうしたことから、JR篠原駅から県立野洲養護学校への通学路はもとより、高木集落内も含め歩道整備が早期に実施、完了されるよう引き続き滋賀県に対し要望していきます。

【所管部：都市建設部】

14. 県道の歩道の除草を、年1回では無く複数回行って貰う様に要望されること。

(回答)

県道の除草は以前より年1回を基本に実施されていますが、交差点付近を含め特に通行に支障がある箇所については随時対応していただいています。

【所管部：都市建設部】

産業

1. 引き続き、不安定雇用のもと、市内大企業に対して安定雇用の確保を申し入れされること。

(回答)

工業振興助成金の対象企業を含めた市内企業に対し申し入れをしていきます。

【所管部：環境経済部】

2. 『住宅リフォーム助成制度』は、特定の業者のみに偏ったものではなく、地域で仕事と資金を循環させ、地域循環型経済効果をもたらす、地域経済の起爆剤ともなる制度である。

この制度や『小規模改善工事登録者制度』を創設される事や、小規模企業振興基本法を具体化されること。

野洲市独自で行っている『利子補給制度』も必要だが、活用されていない制度ではなく、他市で実施され大きな成果を上げているこの制度を調査研究され、県制度としても求められること。

(回答)

住宅リフォーム助成制度については、一定の経済波及効果はあるとされていますが、

地域経済の振興策とするには効果が薄いと考えています。

また、野洲市としましては、経済対策として、現在実施している「利子補給制度」を、今後も継続して行っていきたいと考え、県制度として求めることは考えていません。

【所管部：環境経済部】

小規模改善工事登録者制度については、小規模な工事であっても適正な施工が見込まれる業者は、建設業許可を受けた業者、また税の滞納がなく経営状態が健全な業者であり、それぞれの条件を満たす指名登録業者に発注すべきと考えており、同制度の創設は考えていません。

【所管部：総務部】

3. 政府が環太平洋経済連携協定(TPP)に参加し協議しているが、野洲市農業に壊滅的打撃を受ける。さらに、関連産業を始め雇用や地域経済にも深刻な影響を与える。よって、脱退することを申し入れされること。

(回答)

環太平洋経済連携協定(TPP)については、国家間レベルでの協議であり、大筋合意に至ったとの情報は出ていますが、その内容等の国会決議もまだの状況にあります。しかしながら、農業に与える影響は多大なものであると認識しており、今後の交渉内容を注視するとともに産業・就労構造全体を見極め、慎重かつ、国の将来のあり方を見越した対応が必要でないかと考えています。また、滋賀県において、TPP対策本部を設置していますので、その動向も注視していきます。

【所管部：環境経済部】

4. 野洲市農業の振興へ、本市農業の理念と施策を明らかにした「野洲市農業振興条例」を制定されること。なお、現在、策定が進められている農業振興計画は実行性あるものするために、計画の推進を図る委員会を設置されること。

(回答)

「農業振興条例」の制定については、農業振興計画の実施をもって農業振興に努めているため、現在のところ考えておりません。また、農業振興計画の実施に当たっては、野洲市農業振興計画振興委員会を設置し、計画の進行管理を行っています。

【所管部：環境経済部】

5. 米価暴落の現状の中、再生産可能な対応が求められます。安心して農業が続けられるように価格保証・所得補償の改善を国に求められること。

(回答)

昨年度の米価概算金の大幅な下落から今年度は少し持ち直した感はあるところですが、米価の下落は、生産農家の所得減少が懸念され、農家にとって深刻な問題であると、市としても認識しているところです。

米価や農家所得の改善だけでなく、農政は国の施策によるべきところが大きいいため、農業全体の施策方針について国や県と議論を重ねてまいりたいと考えます。

【所管部：環境経済部】

6. マイナンバー制度は市民にとってのメリットは無く、情報漏洩の危険なリスクを背負わせるものであり、さらには行政や事業者にとっても膨大な実務と管理の設備や人的投資も必要となるもので、国に対して延期や廃止を求められること。

マイナンバーカードの受け取りを拒否された市民の方々の不利益にならない対応を行うこと。

(回答)

本制度は法に基づく国の制度であるため、その延期または廃止を市が要望するものではありません。

なお、マイナンバーカードは今後、e-Tax等の電子申請の際の本人確認で使用するため、カードを持たない場合はこうしたサービスや、本市で導入を予定しているコンビニ交付サービスが利用できませんが、マイナンバーカードの受け取り自体は本人の判断によるものであり、取得を強要するものではありません。

【所管部：政策調整部】

7. 『所得税法56条』は、事業者の家族や女性の権利が認められない旧態依然の制度であり、憲法にも違反するものである。

この税制を無くす事によって、個人の納税意識の向上や行政にとっても税収が増えるメリットも多くなる為、制度廃止を国へ求められること。

(回答)

生計を一にしている配偶者その他の親族が納税者の経営する事業に従事している場合、納税者がこれらの人に給与を支払うことがあります。これらの給与は原則として必要経費にはなりません。青色申告をする場合には、支払った青色専従者給与は必要経費としての控除が認められています。その要件として「青色事業専従者給与に関する届出書」を税務署長に提出する必要がありますが、これはその専従者給与の限度額を税務署長に届け出るものであり、税務署長が労働の評価を決定するものではありませんし、家族や女性の権利が認められないといったものではありません。また、白色申告の場合も、一定額の専従者給与の控除は認められています。

このようなことから違憲な制度とは考えておらず、廃止を求める予定はありません。

【所管部：総務部】

台風や集中豪雨による被害対策

1. 雨水対策事業として友川の河川改修工事が進められているが、年々増す集中豪雨による被害が常習的なものとなっている為、早期の緊急計画実施を実現されること。

(回答)

現在、豪雨等による野洲駅南口の常襲的な浸水被害を軽減するため、祇王井川の流量軽減を目的に友川の雨水幹線整備事業に着手していますが、その他の小規模河川流域においても、近年の気象変化に対し脆弱な区域が存在しています。

友川の雨水幹線整備事業については、市道市三宅小南線の交差部までを平成 28 年度末に完成させる予定です。

しかし、一般的に河川改修工事は、下流から一連の拡幅工事が必要なため、すべての河川に対して早期の計画を立て実施することは困難です。

当面は、今後の気象変動の状況を見極めつつ、溢水箇所等の脆弱区間の把握とその原因を見極め、効率的な対策の検討に努めていきたいと考えます。

【所管部：都市建設部】

2. 地球温暖化による雨水の増加に対して、市内の全体的な河川の許容量が既に超えている為、全体的な河川改修や雨水対策事業を計画的に進められること。

(回答)

前項の回答のとおり、すべての河川に対する早期の対策は困難です。

当面の大雨時の対応として、危険箇所を事前に把握した上で、水防活動による土のうの設置が有効であると考えております。各自治会におきましても、普段から溢水が懸念される箇所の近くに土のうを備蓄していただくと共に、水防活動にも参加をいただく等、行政と市民（自治会）が一体となって取り組みを進めていく必要があると考えます。

【所管部：都市建設部】

3. 北地先における新川の氾濫で住宅地にまで逆流する状況を改善するためには、排水ポンプの設置が必要であり、県に強力に求められること。

(回答)

北地先の排水ポンプについては、北自治会及び河川管理者である滋賀県と協議を重ねてお

り、来年度において常設水中ポンプ2基の試験的設置を検討していただいています。

【所管部：都市建設部】

4. 野洲市内の中小河川の氾濫は、JR 下の排水路の狭さに原因があり、拡幅が求められており、JR と協議を強められること。

(回答)

現在、JR を横断している排水構造物は約 60 箇所ありますが、一級河川等主要河川については、一部分は改修されている一方、普通河川の多くが未改修です。

今年度は、雨水幹線整備事業の変更認可業務に伴い、行畑地先のJR横断水路の法線等についてJRと協議を開始したところです。

【所管部：都市建設部】

5. 床下浸水した家屋に対するの消毒体制が不十分であり、機器の購入か業者委託など充実されること。

(回答)

床下浸水等による家屋の消毒の必要性が生じた場合は、地域防災計画に基づき、環境衛生班から自治会を通じてクレゾール液を消毒薬剤として配布することとしています。

専門業者への委託等については現時点では考えておりませんが、災害時の被害状況や住民による消毒作業の困難の度合いなどに応じて柔軟に対応できるよう平常時において調査研究していきたいと考えています。

【所管部：市民部】

6. 防災無線が、聞き取れないことや聞こえない地域などあり、改善されること。

(回答)

ご承知のとおり、大雨や強風などの気象状況、あるいは防音・遮音、断熱といった近年の住宅の構造等によっては、固定系デジタル防災行政無線や広報車等の「音声による情報伝達」には一定の限界があります。

このことから、音声情報を入手できない事態を想定し、テレビ(NHK)のデータ放送や災害時の緊急速報メール、市のホームページなど、文字情報を活用して複数の媒体を通じて同じ情報を入手できるよう、きめ細やかな情報の提供に努めていきます。

【所管部：市民部】

平和

1. 平和都市宣言にふさわしく、平和行政と教育を推進されること。

(回答)

毎年8月中旬頃に、パネル展などの平和啓発事業を実施しています。

また、学校における「平和学習」は、学習指導要領に則り、教科(社会科)で取り扱うとともに、総合的な学習の時間や学級活動を活用し、各学校で工夫した取り組みを進めています。

【所管部：総務部、教育委員会】

2. 平和都市宣言を具現化するイベントの開催や憲法学習をされること。

(回答)

毎年8月中旬頃に、市内公共施設において「原爆」にスポットをあてたパネル展示を実施するとともに、広報「人権教育シリーズ」において、原爆投下の被害に関する内容について触れ、核兵器の恐ろしさや戦争の悲惨さ、平和の尊さを周知啓発しています。

また、憲法に関する学習については、学習指導要領に則り取り扱います。

【所管部：総務部、教育委員会】

3. 公務員は憲法を守る側であると同時に違反であるものを正す側の立場でもある為、憲法違反でもある国の「集団的自衛権の行使容認」と「安保関連法」、いわゆる戦争法に対して、市民の安全・安心や平和を守る意味でも、明確な反対の意見を上げられること。

(回答)

公務員である市職員は、憲法99条で「憲法を尊重し養護する義務」があると同時に、地方公務員法第32条で「法令、条例、規則等に従う義務」があり、市民全体の奉仕者として、公共の利益のために職務に専念することが求められています。

お尋ねの「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」の閣議決定及び「平和安全法制」関連2法については、全国民を代表する選挙された議員で組織されている国会で議論がなされているものであり、安全保障、外交、防衛をめぐる国政上のことでもありますこと、また、法令順守が求められる市職員として、意見する立場にないと考えます。

【所管部：総務部】

4. 野洲市は平和に関する事業予算が他市に比べても格段に少なく、平和パネル展のパネルの送料ぐらいの予算であり、せめてパネル購入(約4万円)の予算を確保されること。

(回答)

平和に関する事業予算を確保するように努めます。

【所管部：総務部】